

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に関する覚書等に係る担当者メモ

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に関する覚書（昭和49年2月8日）（以下「覚書」という。）の1（1）道路工事及び3（1）道路工事並びに再編交付金の道路工事に係る協議について、平成29年度以降、下記により行うことを相互に確認する。

記

1 協議の対象路線

① 事案位置図の添付を行う事業

(1) 覚書の1（1）道路工事については、当該年度の翌年度に新規事業として実施する、もしくは事業箇所の変更など事業内容に変更のある都道府県道及び市町村道（幹線市町村道以外の市町村道も含む）とする。

ただし、平成29年度の協議については、継続事業も含めた全路線を協議の対象とする。

(2) 覚書の3（1）道路工事及び再編交付金の道路工事については、当該年度に新規事業として実施する、もしくは事業箇所の変更など事業内容に変更のある市町村道（幹線市町村道以外の市町村道も含む）とする。

② 協議総括表に記載する事業

覚書の1（1）道路工事については、当該年度の翌年度に実施する全ての事業、覚書の3（1）道路工事及び再編交付金の道路工事については、当該年度に実施する全ての事業とする。

2 協議の方法

協議は、地方支分部局間において以下のとおり行うこととする。

地方防衛局等担当者から地方整備局等担当者へ協議総括表及び事案位置図をメール等により送付し、地方整備局等担当者がその内容を確認の上、了した書類を双方が保管する。

3 協議の時期

(1) 覚書の1（1）道路工事については、原則として、毎年度7月末日までに実施するものとする。

(2) 覚書の3（1）道路工事及び再編交付金の道路工事については、原則として、月毎に（必要に応じその都度）実施するものとする。

4 その他

(1) 当該年度に地方支分部局間で協議した全ての実績について、翌年度5月末までに防衛本省担当者から国土交通省本省担当者へメール等により送付し、共有するものとする。

(2) 覚書の2（1）の道路工事に係る予算の移し替えに関しては、本省間において、今後引き続き協議するものとする。

平成29年4月3日

防衛省	地方協力局	周辺環境整備課	調整交付金係長
			道路第1係長
	国土交通省	道路局 企画課	調査統計係長
		環境安全課	情報係長
			管理係長